

62年度体育功労者などを表彰 白根市体育協会

市体育協会では2月28日、62年度の体育功労者など、5団体と16人を表彰しました。
 【体育功労者】▷サイクリング=新井田義雄(上下諏訪木)▷剣道=斎藤道夫(古川団地)▷柔道=大橋憲昭(みの口)▷バスケットボール=上杉一浩(七軒)▷陸上=杉本孔明(白根高校)、松沢孝(同)▷バドミントン=連合青年団(白根高校)、山崎寅雄(西笠巻)▷軟式庭球=阿部倫也(鯉沼)、石田明(下根高校柔道部、同新チーム)

農林公庫資金

借入限度額が引き上げられます
 公庫資金の中で、皆さんにおなじみの農地等取得資金、総合施設資金、自作農維持(再建整備)資金の借入限度額に、63年度から「特定限度額」が設けられ、「一定要件」を満たす場合に借入限度額が引き上げられることが内定しています。
 「特定限度額」の創設で、各資金の借入条件は表のようになります。
 【一定要件】
 ①農地等取得資金
 農業委員会のあっせん、農地保有合理化促進事業、農業経営総合改善計画または農用地利用増進計画にかかわる農地等の取得で、年齢や経営規模、農業所得について一定の要件を満たす場合
 ②総合施設資金

同時貸し付けにかかわる農地等取得資金について、①の要件を満たす場合
 ③自作農維持(再建整備)資金
 特認要件に加え、転作面積等が一定の要件を満たす場合
 なお、本資金については、特認限度額または特定限度額の要件を満たすことになった場合に、1回に限り特認または特定の限度額から当初借入額を控除した額の範囲内で、追加借入れができることになります。

資金区分	借入限度額①(万円)		融資率②%	利率%
	個人	法人等		
農地等取得	一般	400	80	3.5(4.05)
	特例	1,200~2,000		
	特定	5,000		
総合施設	一般	2,400(1,200)	80	4.05
	特認	7,200(2,000)		
	特定	10,000(5,000)		
自作農維持(再建整備)	一般	750	100	4.05
	特認	1,500		
	特定	2,250		

※借入限度額は①または事業費×②のいずれか低い額となります。総合施設資金の()内は、農地等取得資金の同時借入額です。

水田農業確立のための新資金制度
 63年度から「水田農業確立のための総合整備資金」の創設が内定しています。
 この資金制度は、①「一定の要件」を満たした市町村内の集落で、②転作団地の整備が図られている地区に居住する、③「質の高い水田農業を営もうとする農業者」または④「農業者の団体」に対し、長期・低利の資金を融資することを目的としています。
 この資金制度で農林公庫が融資する資金は表のとおりです。金利・借入限度額の面で、従来の資金と比べ有利な条件となっていますし、借入手続きも簡単になります。

資金名	融資条件			
	利率(%)	償還期間(年)	据置期間(年)	貸付限度額
農業基盤整備資金(非補助)	一般 4.05	25	10	1受益者当たり500万円(受益面積2ha以上の受益者が受益者総数の50%を超える場合1,000万円)これを超える部分80%
	利子軽減 3.5			
農地等取得資金	3.5(特定4.05)	25	3	負担額の80% 個人1,200万円、法人4,800万円(通常個人400万円、法人1,600万円)
農林漁業施設資金(1)主務大臣指定施設資金	4.05(通常5.2)	15	3	負担額の80%(通常300万円が限度)
	(2)共同利用施設資金 4.5(通常5.65)			
農業近代化資金(1)農業者	4.05(通常4.2)	5~15	2~7	負担額の80% 1,200万円(特認1億円)
	(2)農協等 4.5(通常4.6)			
運転資金	農協等金融機関が定める融資条件による			

※「一定要件」などの具体的な取り扱いについては、現在、農林水産省と農林公庫等の関係機関の間で検討中ですので、内容が決まり次第皆さんにお知らせします。
 <問い合わせ> 農林公庫資金についての相談は、市役所農政課、農業委員会事務局、農林公庫資金新潟支店(☎222-6151)へお気軽に連絡してください。
 <テレホンサービス☎222-1333> 農林公庫では金利変更などホットな情報を皆さんにお知らせするため、テレホンサービスを開設しました。ぜひ一度ダイヤルを回してみてください。

犬の登録と狂犬病予防注射



生後91日以上は、毎年1回の登録と、狂犬病予防注射を受けなければなりません。お近くの会場で必ず受けてください。
 □料金 4,760円(登録手数料、注射料金など) □持ってくるもの 印鑑、愛犬手帳、通知用はがき □問い合わせ 市民生活課生活環境係(☎203)

□日程

月日	会場	時間
4月18日(月)	白井地域生活センター	9:30~10:30
	庄瀬地域生活センター	11:00~12:00
	新飯田地域生活センター	13:30~14:30
4月19日(火)	大郷地域生活センター	9:30~10:30
	鷺巻地域生活センター	11:00~12:00
	根岸地域生活センター	13:30~14:30
4月20日(水)	小林地域生活センター	9:30~10:30
	白根市役所	11:45~13:15
	茨曾根地域生活センター	13:40~14:40

※会場では不用犬は引き取りません ※犬を抑えることのできる人が連れてきてください ※会場での犬のふんは飼育者が始末してください ※登録、注射をしないものや放し飼いは、罰金などに処せられます。

学用品の費用などを援助

困っている保護者をご相談ください

市では、小・中学校にかかわる教育費の支払いが困難な家庭に、学用品などを援助する制度を設けています。
 認定基準に当てはまり、63年度分の申請を希望する保護者のかたは、学校または教育委員会(☎373-3171)へ相談してください。
 □認定基準 前年所得が生活保護法に定める基準額の1.3倍以下の世帯等 □援助するもの 次の費用の一部を援助



します—○学用品費など
 ○校外活動費 ○通学費(小学生4キロ以上、中学生6キロ以上) ○修学旅行費 ○新入学児童生徒の学用品費 ○医療費(学校病のみ) ○給食費

5月3日は成人式。市外へ転出しているお子さんは出席しますか



昭和63年度の成人式が、5月3日(火)に行われます。
 対象者は、昭和42年4月2日から43年4月1日までに生まれた人です。家族の中に、市外へ転出している対象者で、本市の成人式に出席を希望する人がいたら、4月11日までに中央公民館(☎373-3174)か、地域生活センターへ申し込んでください。申し込みの際には、本人の現住所、氏名、生年月日、性別、出身町内(部落)名、世帯主名をご連絡ください。なお、4月11日以降に申し込まれた人でも成人式に出席できますが、成人者名簿には掲載されませんのでご了承ください。

税務課から

●固定資産課税台帳を鑑査
 昭和63年度の固定資産課税台帳をお見せします。昨年中に家屋の新築や増改築、土地の地目変更、分合筆などをした人は、ぜひご覧になって、自分の資産の評価を正確にしてください。
 今年は、固定資産税の評価替えの基準年度のため、鑑査期間が次のように変わります。
 □鑑査期間 4月8日(金)~27日(水)の午前8時30分~午後5時(土曜日は正午まで。日曜日は除く)
 □鑑査場所 市役所2階・税務課
 □問い合わせ 税務課資産課係(☎)

④241へどうぞ。

「ご利用ください」

●県持家住宅建設資金
 住宅を建設しようとしていて自己資金の不足する人のうち、一定の資格要件を備えた人に資金を貸し付けます。
 □貸付金額 新築 50万円~400万円 増改築 50万円~200万円 □利率・償還期間 特別貸し付け(新築) 年利3.7%(11年以降4.6%)・20年以内 通常貸し付け(新築・増改築) 年利4.6%・20年以内 □問い合わせ 受付期限は3月25日。詳しくは金融機関の窓口か、県土木部

文化スポーツ振興基金

●継続申し込みをされ納め忘れていた人はお早めにお願ひします
 61年度中に基金へ継続申し込みをされた件数は184件でしたが、このうち、まだ62年度分を納めていない件数が33件あります。
 62年度分の納期限は63年3月31日です。もし納め忘れておられましたら、ご協力をお願いいたします。
 □連絡先 基金をつくる会事務局(教育委員会社会教育課・☎373-3171)

献血に協力ありがとうございます

献血に協力された次の人たちが日赤から表彰されました。(敬称略)
 △献血回数20回 若狭孝司(和泉) 梅津喜広(能登1丁目)、関根勝也(桜町2)、斎藤淳男(庄瀬上町) △同10回 児玉要(上大郷)、片岡重雄(上塩後)、三星忠仁(引越)、小野政博(中塩後)、古川憲之(庄瀬上町)、近藤勝衛(東町1丁目)、今道イク(日の出町) 本多幸雄(七軒町)、武田紀生(中央通4)、相沢孝之(魚町一)、塚本智光(館)、樋口三津男(新町甲)、大野和子(下中村)、遠藤雪恵(中大郷)